

小型旅客安全講習 受講案内

小型旅客安全講習【特定操縦免許】について

- ・旅客船や遊漁船等、人の運送をする小型船舶の船長になろうとする方に必要な資格です
- ・講習は、海難発生時における処置や救命設備に関する内容となります
- ・この講習は小型船舶免許取得前でも受講することができ、1日で修了します

- 定員がありますので、受講日の予約をお願いします。
- 下の必要書類の提出及び受講料のお支払いを、受講日の2週間前までに完了するようにお願いします。
- できるだけ公共交通機関をご利用ください。車の場合はマリゲート駐車場をご利用ください。

- 必要書類**
- ① 受講申込書(ウェブサイトからダウンロードできます)
 - ② 写真(4.5 cm × 3.5 cm パスポートサイズ用 6か月以内) ……2枚(※1)
 - ③ 振込受領証等の写し
 - ④ 小型船舶操縦免許証の写し(※2)



免許種類	小型一級	小型二級	《振込先》
受講料	¥10,560	¥10,560	七十七銀行 塩釜支店
教本代	¥910	¥910	普通 5507570
申請料等	¥6,500	¥6,300	(株)日本船舶職員養成協会東北
合計	¥17,970	¥17,770	※振込手数料はお客様ご負担となります

講習日	2021年	9:00～17:00(集合 8:30)
	1月 26日 (火)	※全て屋内での講習です。 救命いかだの取扱いがありますので、汚れてもよい服装でお願いします。
	3月 23日 (火)	
	5月 19日 (水)	
	7月 27日 (火)	
	9月 15日 (水)	
	11月 16日 (火)	

- 講習当日持参するもの**
- ①筆記用具
 - ②印鑑(認印)
 - ③小型船舶操縦免許証(※2)

(※1)免許証取得前、免許証同時申請、後日別途申請される場合は1枚です。

(※2)取得している方のみ。免許証記載事項に変更ある方は本籍記載の住民票(1年以内)も必要です。

講習会場・お問合せ先

〒985-0016 宮城県塩竈市港町 1-4-1 マリゲート内
 (株)日本船舶職員養成協会東北 (JEIS 東北)
 (電話) 022-290-3091 (FAX) 022-290-3092
 受付時間 平日…09:00～17:30(休憩 12:00～13:00)



裏面へ続く

お申込み前にご確認願います!!

小型船舶操縦免許証の表示例

The diagram shows a sample license for Kaji Taro (海技 太郎). The license number is 第0219041234561号. The license holder's name is Kaji Taro (海技 太郎), born on August 08, 1988 (昭和63年08月08日生), from Tokyo (東京都千代田区). The license is valid until August 31, 2021 (平成21年08月31日まで有効). The license was issued on July 18, 2020 (平成32年07月18日) and registered on September 1, 2020 (平成32年09月01日). The license holder has a Special License (特殊) and a Specific License (特定). The license is issued by the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (国土交通大臣).

(免許証の番号) 通し番号

資格・限定等

資格により次のように表示

- 一級小型船舶操縦士は、「一級」
- 二級小型船舶操縦士は、「二級」
- 二級小型船舶操縦士で年齢が18歳未満の場合は、「二級 若年者(5トン)」
- 二級小型船舶操縦士湖川小出力限定は、「二級 湖川」

特殊小型船舶操縦士を受有している場合は、この欄に「特殊」と表示

特定操縦免許(旅客運送のための免許)を受有している場合は、この欄に「特定」と表示

設備や航行時間などの条件が付されている場合は、この欄に「設備等」と表示

(若年者限定)
二級小型船舶操縦士で年齢が18歳未満の場合、18歳に達する日の前日

(有効期間)
操縦免許証の有効期間が満了する日

(免許証交付日)
操縦免許証を交付した日

(免許登録日)
新たな資格を取得した日

お客様の所有する操縦免許証の右上「資格・限定等」の欄内を確認してください。
欄内に「特定」という表示がある場合、この小型旅客安全講習を受講する必要はありません。
また海技士免状をお持ちの場合は、申請により資格を取得出来ますのでお問い合わせください。

※お手元の操縦免許証をよくご確認のうえ、お申込みされますよう、よろしく申し上げます。

【参考】 一受講資格等について

これから「一級」や「二級」の小型免許取得を目指す方や、既にお持ちで失効している方も受講は可能ですが、免許申請はそれぞれ免許取得時及び失効再講習受講後の申請となります。